

伊賀市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第52号

伊賀市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

伊賀市児童手当事務取扱規則（平成24年伊賀市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中「備える帳簿等」を「記録し、及び管理すべき情報」に改め、同条ただし書を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 受給者情報
- (2) 関係書類返戻・保留情報
- (3) 受給資格調査員証交付情報
- (4) 父母指定者管理情報

第10条中「公簿等」の次に「(マイナンバー制度による情報連携を含む。)」を加える。

第11条中「は、当該届書の記載事項等について審査し、認めた場合には、様式第2号により当該届者に通知し」を「、又は同令第4条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは、当該届書の記載事項又は公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）により確認した情報等により審査し」に改める。

第12条中「、認めた場合には、様式第3号により当該届者に通知し」を削る。

第20条中「必要な」を「、必要な」に改め、同条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(処分の取消し)

第20条 市長は、児童手当等の支給についての認定、児童手当等の額の改定、支払の一時差し止めその他の処分に関し、誤りがあつたときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に、新たに処分を行うものとし、当該取消は、文書をもって請求者等に通知するものとする。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

伊賀市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和4年6月13日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第53号

伊賀市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

伊賀市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則（平成16年伊賀市規則
第136号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「みなされる場合」を「認めるとき」に改め、同条第2項中「前項の」の
次に「規定により」を加え、「、当該」を「当該」に改め、「規定により」の次に「当該自転
車等を」を加える。

第7条第1項中「様式第4号）」の次に「又は調査札（様式第4号の2）」を加え、同条第
2項中「注意札」を「前項の規定により注意札又は調査札」に改め、同条に次の2項を加え
る。

3 市長は、放置禁止区域外の公共の場所における自転車等の放置の状況を確認するため、
放置禁止区域外の公共の場所に駐車する自転車等に調査札を取り付けることができる。

4 前項の規定により調査札を取り付けた自転車等が当該調査札を取り付けた日から起算
して7日間放置されているときは、条例第11条第2項に規定するときに該当するものと
みなし、同項の規定を適用することができる。

第9条第1項中「周知」を「告示」に、「を撤去した場所に掲示して行う」を「について行
うもの」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第12条第1項の規定による周知は、前項各号に掲げる事項を撤去した場所に掲示
して行うものとする。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

【様式第4号の2】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市国民健康保険新型コロナウイルス感染症の感染に係る傷病手当金の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月13日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第54号

伊賀市国民健康保険新型コロナウイルス感染症の感染に係る傷病手当金の支給に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市国民健康保険新型コロナウイルス感染症の感染に係る傷病手当金の支給に関する規則（令和2年伊賀市規則第56号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和4年6月30日」を「令和4年9月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月22日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第56号

伊賀市公印規則の一部を改正する規則

伊賀市公印規則（平成16年伊賀市規則第13号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	青山子育て支援センター所長印		てん書方	18.0	青山子育て支援センター所長名をもってする文書	青山子育て支援センター所長	1
	青山保健センター所長印		てん書方	18.0	青山保健センター所長名をもってする文書	青山保健センター所長	1
	青山福祉センター所長印		てん書方	18.0	青山福祉センター所長名をもってする文書	青山福祉センター所長	1

」

を削る。

様式第1号を次のように改める。

【様式第1号】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市自転車等駐車場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月24日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第57号

伊賀市自転車等駐車場管理規則の一部を改正する規則

伊賀市自転車等駐車場管理規則（平成16年伊賀市規則第135号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「放置」を「放置状況」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、駐車場内における自転車等の放置の状況を確認するため、駐車場内に駐車する自転車等に調査札（様式第2号）を取り付けることができる。

第4条第2項中「前項の」の次に「規定により」を加える。

第6条第1項中「事項」の次に「について行うもの」を加え、同条第2項中「告示期間」を「告示の期間」に改める。

第7条中「の確認ができたときは」を「が確認できる場合において」に改める。

様式第2号中「いただきました」を「いただきます」に、「路上に捨てないこと」を「駐車場や路上に捨てないでください。」に、「7日間以上札の」を「この札が7日間以上」に、「撤去し、処分します。」を「撤去します。（撤去から一定期間経過した後に処分することがあります。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。